

条例制定の方向性に対する関係団体意見

参考資料2

論 点		美唄市医師会	北海道精神科病院協会	北海道がん患者連絡会	適格消費者団体 NPO法人 消費者支援ネット北海道	北海道高等学校長協会	北海道たばこ販売協同組合連合会
1 目 的 ・ 理 念	1-1 最終目標の考え方について	異論ありません		条例ができることは歓迎するが、受動喫煙を強化するとしながら、何も強化されていないように見える。国の法律のままという印象。	「道議会決議を踏まえ」という文言に強い違和感を感じます。道議会庁舎への喫煙所設置に対しては道民の反対が強く、道議会の姿勢があいまいな中で、決議に重きを置くべきではないと考えます		
	1-2 未成年者、妊婦等の対応について	異論ありません		自ら防ぐことができないので、乳幼児という文言を入れて欲しい。	概ね妥当だと考えます		
2 責 務	2-1 責務の対象者及び内容について	20歳未満の者や妊婦への配慮では、努力義務でもいいので、これらの者と同室内では喫煙しない、同乗する自動車内では喫煙しないと明記するべきです		自宅の強化が配慮で終わっているが、妊婦検診の実施やがん教育で受動喫煙の教育を行うといった取組につなげるため、より具体的な文言を入れて欲しい。 非喫煙者へ配慮するような文言があれば、さらに強いイメージが出ると思われる。	私的空間や公園等での受動喫煙防止については、当面は「努力義務」にとどめるとしても、段階的に規制を強化する方向性を示す必要があると考えます		
	3 基 本 的 施 策	3-1 道の施策について	異論ありません			概ね妥当であると考えます	
	3-2 家庭内など私的空間での喫煙について	2-1と同様、20歳未満の者や妊婦等が同乗する自動車内では喫煙しないよう努力することも具体的に明記するべきです			私的空間での受動喫煙防止については、当面は「努力義務」にとどめるとしても、段階的に規制を強化する方向性を示す必要があると考えます		
	3-3 従業員の受動喫煙対策について	努力義務では、多くの飲食店で受動喫煙から従業員を守るできない恐れがあります		業界によっては休憩時間にタバコを吸うところもあるので、企業努力ができるような支援も必要と思われる。	当面は「努力義務」にとどめるにしても、段階的に規制を強化する方向性を示す必要があると考えます		
	3-4 施設毎の対策について ①道独自の設定について			今はやむを得ないにしても、見直しの時に議会の空間も含めて禁煙を促すような文言を入れられないか。	道議会庁舎を聖域扱いするべきではないと思います。道議会庁舎は道庁舎と一体のものであり、条例の趣旨からしても率先して敷地内禁煙とするべきです		
	②第一種施設関連	第1種施設は例外なく敷地内禁煙とするべきです	一部の医療機関で、閉鎖処遇の患者に対して、特定屋外喫煙施設まで患者を連れて行くのは、労力が掛かるとの意見があります。猶予期間を設けて欲しい。		妥当であると考えます		「学校等は、特定屋外喫煙施設を設けないよう配慮」とありますが、実際の条例の中では明確にされるものと思いますが、「学校等」と一括りするのはなく、「条例制定の方向性」の中で謳っているような「保育所・・・、高等学校」と対象を明確にすべきと考えます。
	③第二種施設関連	受動喫煙による健康影響には閾値がありません。つまり、少しの受動喫煙であれば大丈夫ということがないということが知られています。国の基準の喫煙専用室では、受動喫煙の健康被害を防ぐことはできないでしょう。屋外の受動喫煙よりも、屋内の受動喫煙の規制を優先して考えるべきであると思います。		観光客から見ると、北海道はタバコの吸える店が多いので、吸えない方向に持っていきけるようにしてもらいたい。特に田舎はどこでも吸えるので、どう浸透させるかも努力していただきたい。	将来的にはより強い規制が必要であると考えます		
	④既存特定飲食提供施設関連	禁煙の飲食店へのインセンティブには大いに賛成します			小規模飲食店の顧客や従業員を受動喫煙から守る対策が不十分であり、より効果的な対策を盛り込んでいただきたい。また、禁煙に取り組む事業者へのインセンティブは、道民からアイデアを募るなどして積極的に推進していただきたい		
	3-5 屋外の受動喫煙対策について	異論ありません		人通りのない場所だとしても、そもそも喫煙場所を設ける発想に違和感がある。	概ね妥当であると考えます		「建物の出入口等における受動喫煙防止の取組」について、「条例制定の方向性」では、「吸い殻入れ等を設置しないなどの努力義務を定め」となっております。 この「建物」は、どの範囲を指すか不明であり、また、商売上、店頭にスタンド式の灰皿を設置しているたばこ販売店も多く存在します。 設置しないよう努めるという一律的なものではなく、出入り口付近への設置を避け、出入り客に迷惑をかけないような適切な場所への設置が認められるような措置を望みます。
	3-6 加熱式たばこ規制について	兵庫県、秋田県、山形県の受動喫煙防止条例と同様、加熱式タバコも規制するべきです。指定タバコ専用喫煙室の設置はしないことを努力義務としてはいかがでしょうか。		部会議論後にWHOで加熱式・電子タバコの健康影響について、有害という報告がなされたが、このままで良いのか。	概ね妥当であると考えます		
	3-7 標識の種類や内容について	賛成です			概ね妥当であると考えます		
4 罰 則	道独自の罰則について	罰則規定がないのは残念ですが、見直し時に再検討するということであれば、納得します			施行後の検証を踏まえ、必要な措置を講ずるべきと考えます		
	その他	見直し規定は3年とすることを望みます	コンビニの店の前で喫煙している人が多く見かけるので、受動喫煙防止から何とかならないものか	見直し期間を3年とし、検証という文言を入れて欲しい。このままでは、5年間経過するまで必要なければ変えないととれる。		「未成年」、「20歳未満」の用語が渾然としていますが、大丈夫でしょうか。	